

旭川市林業担い手確保育成支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、森林環境譲与税の活用に向けた基本方針（令和元年8月1日策定）に基づき、適切な森林の整備の推進や促進につながる林業機械等の導入を支援するために旭川市林業担い手確保育成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 本事業における区分、補助対象事業、補助対象者、対象経費及び補助率、並びに交付要件は、別表1のとおりとする。

(補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に、次の各号の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号-2）
- (2) 収支予算書（様式第1号-3）
- (3) 納税証明書（市税に滞納のないこと）（発行後3カ月以内のもの）
- (4) 導入する機械等の操作に必要な資格等を証するものの写し
- (5) 導入する機械等の詳細が分かる資料
- (6) 見積書の写し
- (7) 国など他の制度による補助金を受けている場合には、補助内容が分かる資料
- (8) その他市長が必要と認めるもの。

(補助金交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において速やかに補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、前項の決定の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき、修正又は必要な条件を付することができる。

(補助金交付決定等の通知)

第5条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を当該申請者に交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、当該申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合は、当該通知に係る決定の内容及びこれに付した条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、補助金交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付決定をした後に、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別の事情により補助事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(決定の内容の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく事業計画書(変更)(様式第3号)を市長に提出し、変更承認書(様式第4号)による承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の2割以内の減、又は交付決定額の変更が生じない範囲内の補助対象経費の増である場合には、この限りではない。

2 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を廃止しようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認を決定した場合は、速やかに書面により通知するものとする。

(補助金交付決定前着手)

第9条 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業の効率的な実施を図る上で、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に着手する場合には、申請者はあらかじめ市長の適正な指導を受けるとともに、交付決定前着手届(様式第5号)を市長に提出するものとする。ただし、申請者は、交付決定前のあらゆる損失等は自らの責任とすることをよく理解した上で行うものとする。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告等)

第11条 市長は、補助事業の適正を期するため、必要があるときは補助事業者に対して当該補助事業に関して報告、又は市長が指名する検査員（以下「検査員」という。）にその事務所等に立ち入り、帳簿並びに書類の検査もしくは関係者に質問させることができる。

(補助事業の遂行等の指示)

第12条 市長は、補助事業者が提出する報告書等により、補助事業が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを書面にて指示するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後事業実施年度内までに、実績報告書（様式第6号）に次の各号の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施状況報告書（様式第6号-2）
- (2) 事業実施経費一覧表（様式第6号-3）
- (3) 領収書の写しなど
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による実績報告書を受領したときは、検査員に当該補助事業につき検査命令書（様式第7号）により検査を行わせ、検査調書（様式第8号）を作成させるものとする。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条第2項の規定による検査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し補助金確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、前条の規定による補助金額の確定後に交付するものとする。ただし、市長が当該事業の遂行上、特に必要があると認めるときは概算払をすることができるものとする。

(補助金の概算払申請)

第16条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払申請書（様式第10号）及び資金計画書（様式第10号-2）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による概算払申請書を受領し、概算払をすることを決定したときは、補助事業者に対し、その旨を概算払通知書（様式第10号-3）により通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、第13条第1項に規定する実績報告書の提出があった場合で、実績報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示するものとする。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に流用し、その他補助事業に関して補助金交付決定の内容、又はこの要綱若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反、若しくは従わないとき又は虚偽の申請、その他不正な行為があったときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第1項に規定する取消しは、その旨を書面により補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合は、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求することができる。

2 交付すべき補助金額を確定した場合は、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(稼働状況報告)

第20条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から要綱第2条別表1の区分で定められた期間、毎年4月30日までに導入機械の稼働状況報告書(様式第11号)に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 年度ごとの導入機械の稼働状況が分かる資料(場所、内容、作業量、写真等)

(2) その他市長が必要と認める書類

(理由の提示)

第21条 市長は、第12条若しくは第17条の規定による指示をするとき、又は第18条第1項に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第22条 補助事業者は、当該補助事業に関する費用の収支、その他補助に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかななければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(管理注意義務)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付目的若しくは当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間等を勘案して市長が定める期間をいう。）を経過した場合については、この限りではない。

(処分財産の納付)

第25条 補助事業者は、前条の定めにより、市長の承認を得て財産処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部または一部を市に納付させることができる。

(委任規定)

第26条 この要綱に規定のない事項については、市長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月 1日から施行する。